

法令及び定款に基づく インターネット開示事項

連結注記表 個別注記表

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

ダイワボウホールディングス株式会社

「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.daiwabo-holdings.com/>) に掲載することにより株主の皆様を提供しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 42社

大和紡績株式会社、カンボウプラス株式会社、ダイワボウレーヨン株式会社、ダイワボウスピテック株式会社、ダイワボウノイ株式会社、ダイワボウポリテック株式会社、ダイワボウプログレス株式会社、ダイワボウアドバンス株式会社、ダイワボウテックス株式会社、西明株式会社、ダイワエンジニアリング株式会社、ダイワボウアソシエ株式会社、大和紡観光株式会社、株式会社赤徳国際カントリークラブ、ダイワボウライフサポート株式会社、ダイワボウエステート株式会社、ディーエヌプロダクツ株式会社、ダイワマルエス株式会社、朝日加工株式会社、カンボウ企業株式会社、ケービー産業株式会社、ダイワボウ情報システム株式会社、ディーアイエスサービス&サポート株式会社、ディーアイエスソリューション株式会社、ディーアイエスアートワークス株式会社、株式会社オーエム製作所、オーエム金属工業株式会社、株式会社オーエム機械、オーエムエンジニアリング株式会社、オムテック株式会社、Daiwa Do Brasil Textil Ltda.、P. T. Dayani Garment Indonesia、蘇州大和針織服装有限公司、P. T. Daiwabo Industrial Fabrics Indonesia、大和紡工業（蘇州）有限公司、P. T. Daiwabo Sheetec Indonesia、P. T. Daiwabo Garment Indonesia、P. T. Daiwabo Nonwoven Indonesia、Daiwabo Hong Kong Co., Limited、O-M(U. S. A.), INC.、台湾鷗愛慕股份有限公司、欧安睦（上海）商貿有限公司である。

なお、前連結会計年度において連結子会社であったディーアイエステクノサービス株式会社については、ディーアイエス物流株式会社（現ディーアイエスサービス&サポート株式会社）と合併したため、また、ダイワボウオーシャンテック株式会社は平成27年9月30日に清算終了したため、連結の範囲から除外している。

(2) 非連結子会社の数 2社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社2社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていない。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 非連結子会社2社及び関連会社6社のうち、関連会社2社（主要な会社は、株式会社ZOA）について、持分法を適用した。

適用外の非連結子会社2社及び関連会社4社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外している。

(2) 持分法適用会社の事業年度に関する事項

持分法を適用した被投資会社の決算日は、3月31日が1社、12月31日が1社である。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちDaiwa Do Brasil Textil Ltda.、P.T.Dayani Garment Indonesia、蘇州大和針織服装有限公司、P.T.Daiwabo Industrial Fabrics Indonesia、大和紡工業（蘇州）有限公司、P.T.Daiwabo Sheetec Indonesia、P.T.Daiwabo Garment Indonesia、P.T.Daiwabo Nonwoven Indonesia、Daiwabo Hong Kong Co., Limited、0-M(U.S.A.), INC.、台湾鷗愛慕股份有限公司及び欧安睦（上海）商貿有限公司の決算日は、12月31日である。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を採用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整をしている。なお、そのほかの連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致している。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有 価 証 券

その他有価証券

時 価 の あ る も の：決算日の市場価格等に基づく時価法によっている。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。

時 価 の な い も の：移動平均法による原価法によっている。

② デ リ バ テ ィ ブ：ヘッジ会計で振当処理を採用している為替予約及び特例処理を採用している金利スワップ、一体処理を採用している金利通貨スワップを除き、時価法によっている。

③ た な 卸 資 産：ITインフラ流通事業、繊維事業及びその他事業は、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。工作・自動機械事業は、主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産：建物（建物附属設備を除く）は主として定額法、建物以外（リース資産を除く）については、繊維事業及びその他事業は、主として定額法、ITインフラ流通事業及び工作・自動機械事業は、定率法によっている。

② 無 形 固 定 資 産：定額法によっている。
（リース資産を除く）

③ リ ー ス 資 産：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

④ 長期前払費用：均等償却によっている。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金：債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
- ② 賞与引当金：従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上している。
- ③ 役員賞与引当金：連結子会社3社において、役員に支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上している。
- ④ 製品保証引当金：連結子会社2社において、製品販売後に発生する製品保証費用の支出に備えるため、売上高を基準として過去の実績率を基礎として算定した額の他、個別に勘案した見積額を計上している。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は子会社の決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めている。

なお、連結決算日までに為替相場に重要な変動があった場合には、在外子会社の連結決算日における決算に基づく貸借対照表項目を連結決算日の為替相場で円貨に換算している。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用している。また、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、金利通貨スワップの一体処理の要件を満たしている場合は一体処理を採用している。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建売掛金・買掛金等及び外貨建予定取引
金利スワップ	借入金
金利通貨スワップ	外貨建借入金

③ ヘッジ方針

当社グループの事業遂行に伴い発生するリスクの低減を目的とし、それぞれのリスクに応じたヘッジ手段を適切かつ適時に実行する方針である。

④ ヘッジ有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断している。ただし、金利スワップの特例処理及び金利通貨スワップの一体処理、為替予約の振当処理については有効性の評

価の判定を省略している。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上している。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により償却している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から償却することとしている。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、のれんが発生した都度、かつ連結子会社ごとに判断し、その金額の重要性が乏しい場合を除き、連結子会社の実態に基づいた適切な償却期間において定額法により償却することとしており、償却期間は10年である。

(8) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(9) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

（会計方針の変更）

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更している。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更している。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っている。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用している。

これによる連結計算書類に与える影響はない。

(追加情報)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っている。

(1) 取引の概要

本取引は、当社が「ダイワボウ従業員持株会」（以下、「当社持株会」という。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託設定後5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得する。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却する。当該信託は、保有する当社株式の議決権を当社持株会の議決権割合に応じて行使する。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の抛割割合に応じて金銭が分配される。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はない。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上している。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度498百万円、3,375千株、当連結会計年度334百万円、2,265千株である。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度475百万円、当連結会計年度285百万円

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び対応する債務

担保に供している資産

預金	0百万円
建物及び構築物	1,964百万円
土地	11,248百万円
投資有価証券	190百万円

対応する債務

短期借入金	535百万円
長期借入金（返済期限一年内含む）	5,004百万円

預金0百万円は木管保証金保全協会へ取引保証として差入れている。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 55,396百万円

3. 売掛金・手形債権流動化

売掛金・手形債権流動化に伴う譲渡額は17,361百万円であり、そのうち買戻義務の上限額は966百万円である。

4. コミットメントライン

当社及び一部の連結子会社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行12行とコミットメントラインを締結している。コミットメントラインの総額は11,150百万円であるが、当連結会計年度末の実行残高はない。

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上している。

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
物流センター (ダイワボウ情報システム(株)) (ディーアイエスサービス&サポート(株))	埼玉県加須市	建物及び構築物	15
		土地	150
		その他	0
電気機器組立工場 (ダイワボウエステート(株))	島根県出雲市	土地	27
ゴルフ場 (ダイワボウエステート(株))	兵庫県赤穂市	建物及び構築物	6
		土地	20
社宅 (ダイワボウエステート(株))	島根県益田市	建物及び構築物	1
遊休資産 (カンボウプラス(株))	長野県須坂市	土地	0
遊休資産 (ダイワボウエステート(株))	佐賀県佐賀市	土地	0
遊休資産 (ダイワボウエステート(株))	福井県福井市	土地	0

当社グループは製品・サービス別のセグメントを基礎に、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を識別し、グルーピングを行っている。

ゴルフ場については、収益性の低下により、物流センター、電気機器組立工場及び社宅については、売却又は閉鎖を意思決定したため、遊休資産については、今後も使用見込みが立たないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上している。なお、回収可能価額は正味売却価額を使用し、正味売却価額は物流センターの工具器具備品及び社宅については零とし、電気機器組立工場については売却見込額とし、物流センターの土地・建物及びゴルフ場については鑑定評価に基づく金額とし、遊休資産の土地については固定資産税評価額に基づき算定している。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	192,712千株	一千株	一千株	192,712千株

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	3,624千株	5千株	1,110千株	2,520千株

(注) 自己株式の数の増加5千株は、単元未満株式の買取りによる増加であり、減少1,110千株は「従業員持株E S O P信託」から当社従業員持株会への売却による減少である。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,154	6	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(注) 配当金の総額には、「従業員持株E S O P信託」に対する配当金20百万円を含めている。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年6月29日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定である。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,347	利益剰余金	7	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(注) 配当金の総額には、「従業員持株E S O P信託」に対する配当金15百万円を含めている。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達している。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を定期的に行いリスク低減を図っている。また、外貨建営業債権に係る為替の変動リスクに対しては、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしている。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスク及び為替変動リスク回避のため、金利スワップ取引及び金利通貨スワップ取引を実施している。なお、デリバティブはヘッジ方針に従い、実需の範囲で行うこととしている。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	16,282	16,282	—
(2) 受取手形及び売掛金	127,196	127,196	—
(3) 投資有価証券			
関係会社株式	936	648	△287
その他有価証券	5,010	5,010	—
(4) 支払手形及び買掛金	(115,989)	(115,989)	—
(5) 短期借入金	(10,103)	(10,103)	—
(6) 長期借入金	(33,274)	(33,248)	△25
(7) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(189)	(189)	—

(*) 負債に計上されているものについては、()で示している。また、合計で正味の債務となる項目については、()で示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらのうち短期間で決済されるものの時価については、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、それ以外の時価については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクなどを加味した利率により割り引いた現在価値によっている。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっている。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理又は金利通貨スワップの一体処理の対象とされており(下記(7)参照)、当該金利スワップ又は金利通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっている。なお、連結貸借対照表計上額33,274百万円は、1年以内返済長期借入金11,820百万円を含んでいる。

(7) デリバティブ取引

為替予約取引の時価については、先物為替相場によっている。なお、ヘッジ会計が適用されているもののうち為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該受取手形及び売掛金並びに支払手形及び買掛金の時価を含めて記載している（上記(2)(4)参照）。

金利スワップの特例処理及び金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載している（上記(6)参照）。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額881百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めていない。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、大阪府及びその他の地域において、遊休不動産及び賃貸用不動産（土地を含む。）を有している。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
5,708	5,655

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額である。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 296円81銭

1株当たり当期純利益 27円77銭

(注) 「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」の算定上の基礎となる自己株式数には、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式を含めている。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項なし。

(金額の表示)

連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式：移動平均法による原価法によっている。

その他有価証券

時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法によっている。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。

時価のないもの：移動平均法による原価法によっている。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

特例処理を採用している金利スワップ及び一体処理を採用している金利通貨スワップを除き、時価法によっている。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産：定額法によっている。

(リース資産を除く)

(2) 無形固定資産：定額法によっている。

(リース資産を除く)

(3) リース資産：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金：債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金：従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上している。

(3) 退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から償却することとしている。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、金利通貨スワップの一体処理の要件を満たしている場合は一体処理を採用している。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
金利スワップ	借入金
金利通貨スワップ	外貨建借入金

(3) ヘッジ方針

当社の事業遂行に伴い発生するリスクの低減を目的とし、それぞれのリスクに応じたヘッジ手段を適切かつ適時に実行する方針である。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理及び金利通貨スワップの一体処理については有効性の評価の判定を省略している。

7. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(会計方針の変更)

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更している。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更している。企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用している。

これによる計算書類に与える影響はない。

(追加情報)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っている。

(1) 取引の概要

本取引は、当社が「ダイワボウ従業員持株会」（以下、「当社持株会」という。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託設定後5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得する。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却する。当該信託は、保有する当社株式の議決権を当社持株会の議決権割合に応じて行使する。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の抛割割合に応じて金銭が分配される。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はない。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上している。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度498百万円、3,375千株、当事業年度334百万円、2,265千株である。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前事業年度475百万円、当事業年度285百万円

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び対応する債務

担保に供している資産

投資有価証券： 156百万円

上記に対応する債務

関係会社の借入金： 20百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額： 87百万円

3. 保証債務

関係会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っている。

大和紡観光㈱： 40百万円

Daiwa Do Brasil Textil Ltda.： 148百万円

P. T. Daiwabo Garment Indonesia： 214百万円

P. T. Daiwabo Nonwoven Indonesia： 1,133百万円

Daiwabo Hong Kong Co., Limited： 13百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権： 2,525百万円

短期金銭債務： 20,769百万円

長期金銭債権： 13,878百万円

5. コミットメントライン

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行とコミットメントラインを締結している。コミットメントラインの総額は5,000百万円であるが、当事業年度末の実行残高はない。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益： 5,325百万円

営業費用： 489百万円

営業取引以外の取引による取引高： 464百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式： 2,520,490株

(注) 普通株式の自己株式には、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式2,265千株が含まれている。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	10百万円
賞与引当金	5百万円
貸倒引当金繰入超過額	9百万円
退職給付引当金	224百万円
未払役員退職慰労金	13百万円
関係会社株式等評価損	1,712百万円
投資有価証券評価損	187百万円
ゴルフ会員権評価損	43百万円
繰越欠損金	201百万円
その他有価証券評価差額金	32百万円
その他	23百万円
繰延税金資産小計	2,465百万円
評価性引当額	△1,958百万円
繰延税金資産合計	506百万円
繰延税金負債	
子会社株式に係る繰延税金負債	△4,212百万円
その他有価証券評価差額金	△152百万円
繰延税金負債合計	△4,364百万円
繰延税金負債の純額	△3,857百万円

2. 法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.22%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.81%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.58%となる。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は141百万円減少し、法人税等調整額は133百万円減少している。

また、欠損金の繰越控除制度が平成28年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額に、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額に、平成30年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正された。この改正による繰延税金資産の金額及び法人税等調整額に与える影響は軽微である。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権の 所有割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	ダイワボウノイ㈱	間接100.0%	資 金 の 援 助 役 被 債 務 保 証 兼 任 証 保 証	資金の貸付(注1) 貸付金の回収(注1) 利息の受取(注1) 被債務保証(注5)	540 612 20 —	長期貸付金 — — —	855 — — —
子会社	ダイワボウポリテック㈱	間接100.0%	資 金 の 援 助 役 被 債 務 保 証 兼 任 証 保 証	貸付金の回収(注1) 利息の受取(注1) 被債務保証(注5)	258 28 —	長期貸付金 — —	1,198 — —
子会社	ダイワボウプログレス㈱	間接100.0%	資 金 の 援 助 役 被 債 務 保 証 兼 任 証 保 証	資金の貸付(注1) 貸付金の回収(注1) 利息の受取(注1) 被債務保証(注5)	818 923 44 —	長期貸付金 — — —	1,905 — — —
子会社	ダイワボウエステート㈱	間接100.0%	資 金 の 援 助 役 被 債 務 保 証 兼 任 証 保 証	貸付金の回収(注1) 利息の受取(注1) 当社の借入に対する担保の提供(注2) 被債務保証(注5)	258 159 8,674 —	長期貸付金 — — —	7,505 — — —
子会社	ダイワボウアソシエ㈱	直接100.0%	役 員 の 兼 任 経 営 指 導	業務委託(注3)	161	—	—
子会社	ダイワボウ情報システム㈱	直接100.0%	短 期 資 金 の 管 理 役 員 の 兼 任 経 営 指 導	資金の借入(注1) 利息の支払(注1) 営業収益(注4) 業務委託(注3)	— 70 1,735 234	短期借入金 — — —	11,000 — — —
子会社	㈱オーエム製作所	直接100.0%	短 期 資 金 の 管 理 役 員 の 兼 任 経 営 指 導	資金の借入(注1) 利息の支払(注1) 営業収益(注4)	— 18 469	短期借入金 — —	3,000 — —
子会社	大 和 紡 績 ㈱	直接100.0%	役 員 の 兼 任 経 営 指 導	営業収益(注4)	526	—	—
子会社	P. T. Daiwabo Nonwoven Indonesia	間接100.0%	債 務 保 証	債務保証(注6)	1,133	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 子会社に対する資金の貸付及び子会社からの借入に対する金利については、市場金利を勘案して決定している。なお、担保は受け入れていない。
- (注2) 当社は、金融機関等からの借入金に対して、ダイワボウエステート㈱所有の工場財団、土地及び建物の担保提供を受けている。
- (注3) 当社は、ダイワボウアソシエ㈱及びダイワボウ情報システム㈱に総務、財務業務他の管理業務を委託している。委託料は、人件費等のコストを勘案し、合理的に決定している。
- (注4) 当社は、グループの経営効率の向上を実現するために必要な経営管理にかかる役務及び便益を提供している。経営指導料は、子会社の売上高及び総資産に基づき合理的に決定している。
- (注5) 当社は、金融機関からの借入金に対して、ダイワボウノイ㈱、ダイワボウポリテック㈱、ダイワボウプログレス㈱及びダイワボウエステート㈱の連帯保証により、総額9,120百万円の債務保証を受けている。

(注6) 当社は、P.T.Daiwabo Nonwoven Indonesiaの金融機関からの借入金に対して、債務保証を行っている。

(注7) 子会社が保有する当座預金等の短期資金については、キャッシュプーリングシステムにより当社へ集約することにより、グループ内の余剰資金を有効活用している。また、当システムによる子会社への貸付及び子会社からの借入に対する金利については、市場金利を勘案して決定している。なお、当システムによる短期資金の移動については、日々決済されるため、上表には記載はしていない。

(注8) 取引金額には消費税等を含めていない。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 236円73銭

1株当たり当期純利益 13円10銭

(注) 「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」の算定上の基礎となる自己株式数には、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式を含めている。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項なし。

(金額の表示)

貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。